

8月20日臨時会長会議メモ

テーマは新型コロナ PCR 検査の集合契約について

資料1-1、2

- ・新型コロナの検査は行政検査で保険診療の検査ではない。民間検査機関で検査を行い本人負担分の公費分を保険請求するため集合契約が必要。
- ・県医師会が自治体側と集合契約を結ぶ。
- ・現在、集合契約は名古屋市医師会と名古屋市が結んでいるが、名古屋市外の患者は対象外のため今回のスキームに名古屋地区も参加の予定。(まだ名古屋市と詰めるところがあるのですが、と県担当者)
- ・契約を希望される医療機関は委任状を県医師会に提出。(地区医師会が取りまとめ?)
- ・P8,9の委任状は唾液検査のみとする用紙と鼻咽頭拭いの検査もやる場合の用紙。どちらかを提出。
- ・委任状の 内の内容を県保健所が調査することはありません、とのこと。

資料1-3

- ・行政検査として行ったPCR等の検査結果は陰性も含めて報告が必要。
- ・報告はHER-SYS(ハーシス)の利用を。

資料1-4

- ・現状報告
- ・P2のフロー図で一番下の 地域の診療所 — 保健所経由PCR(唾液) — 民間検査機関 あたりが今回の集合契約の対象

資料1-5、6、7

- ・参考資料
- ・民間検査機関には半田臨検あり。

資料2-1

- ・インフルエンザ流行期の発熱者への対応提案 感染症学会
- ・P5でインフルエンザの検査に鼻かみ液の使用

資料2-2

- ・こちらは日医の提案だが、まだ“たたき台”の“案”の段階

インフルとコロナの指針を厚労省が来週発表予定とのこと、これを参考に